

未就学児をもつ保育士に 対する保育料の一部貸付の 手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

(問い合わせ先)

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7572 FAX. 043-306-7576

※申請後に、申請内容について、上記電話番号等からお問い合わせする場合がありますので、お手元の携帯電話等へ上記電話番号を登録しておいてください。

令和5年度版

目 次

1	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について	1
	（１）目的	
	（２）実施主体	
	（３）貸付対象者	
	（４）貸付金額及び期間	
	（５）申込期限	
	（６）貸付利子	
	（７）貸付金の交付	
	（８）保育料の変更	
	（９）返還猶予	
	（１０）返還免除	
	（１１）返還	
2	申請手続き等について	4
	（１）貸付けの申請	
	（２）申請書類	
	（３）連帯保証人	
	（４）貸付申込書記入上の注意	
	（５）その他	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	7
4	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	8
5	貸付金を返還することになった場合の手続き	9
6	届出義務・提出書類	10
7	各書類の提出時期例	11
8	よくある質問	12
9	返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設	15
10	様式一覧	17

1 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について

(1) 目的

未就学児をもつ保育士に対し、子どもの保育所等の利用に係る保育料の一部貸付を行い、復職を支援することにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

①未就学児をもつ保育士の方

②子どもの保育所、認定子ども園、幼稚園等への入所が決定している方

③県内の保育所等に新たに勤務する方または、産後休暇・育児休業から復帰する方

※1 ただし、千葉市の施設を除く

※1 千葉市の施設に新たに勤務する方または、産休・育休から復帰する方は、申請受付窓口が千葉「市」社会福祉協議会となりますので、そちらへお申込みください。

④保育士として週20時間以上勤務する方

※雇用形態がパート・アルバイトの場合、週20時間以上または月80時間以上従事する方

⑤2年間引き続き県内の保育所等で児童の保護等（保育等の業務）に従事する意思のある方

⑥他の都道府県での保育料の一部貸付を受けていない方

⑦幼稚園の場合

下記ア又はイの施設において幼稚園教諭の時間以外で「保育業務」に週20時間以上従事している方

ア 常時預かり保育を実施している施設

イ 新年度に認定こども園へ移行予定の施設

⑧認定こども園の場合

下記ア又はイの雇用条件で従事する方

ア 職種が「保育教諭」であり、日中も保育業務に従事

イ 幼児教育時間以外で「預かり保育」や「延長保育」等の保育業務に、週20時間以上従事

※雇用形態がパート・アルバイトの方は、週20時間以上または月80時間以上従事しなければ返還対象となります。

※保育所等とは 保育所 幼稚園（預り保育を常時実施している施設）

認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型
保育事業 事業所内保育事業 病児保育事業 一時預かり事業
企業主導型保育事業 等

※勤務先については、15～16ページの一覧を参照してください。

(4) 貸付金額及び期間

- ①貸付金額は、子どもの月額保育料の半額または27,000円のいずれか低い額となります。(100円未満切り捨て)
- ②貸付期間は、就職・復職した月から最長12か月分となります。

(5) 申込期限

【一次募集】

令和5年7月3日(月)～令和5年8月31日(木)必着

※就職・復職が令和5年2月1日～令和5年7月31日の方のみ受け付けます。

【二次募集】(令和5年8月1日以降就職・復職された方)

就職・復職された月の翌月末日までにお申し込みください。(必着)

※令和6年1月末以降に就職・復職された方は、令和6年度にお申し込みください。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 貸付金の交付

交付は原則年2回となります。

保育料が毎年4月と9月に変更されることから、原則として、4月分から8月分と9月分から翌年3月分にそれぞれ分けて貸付金を交付します。

ただし、年度途中で就職・復職された場合、交付が3回になる場合があります。

(8) 保育料の変更

4月と9月に保育料が変更されることから、保育料が確認できる書類(保育料決定通知書の写し等)をその都度ご提出いただきます。

なお、保育料の変更の有無に関わらず、次の書類を提出してください。

＜保育料が変わらない方＞

- ・保育料が確認できる書類(保育料決定通知書の写し等)

＜保育料が変更となった方＞

- ・保育料が確認できる書類(保育料決定通知書の写し等)
- ・貸付契約事項変更届(第13号様式)

※各書類をご提出いただいた後、県社協から「貸付変更決定通知書」を送付します。

増額となった方は、借用証書を併せて送付しますので、後日ご提出いただきます。

この場合、あらためて借受人・連帯保証人の印鑑登録証明書の添付が必要となります。

(9) 返還猶予

返還免除に至るまでの間、次の条件に該当する場合に返還猶予を申請してください。

- ①県内(千葉市内を含む)の保育所等で児童の保護等(保育等の業務)に従事しているとき

- ②災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき

※保育所等を離職し、求職活動を行っている場合や、妊娠・出産に伴い産休・育休を取得した時や離職した場合は、やむを得ない事由として、原則、最長1年間の返還猶予申請が可能です。

その際には、各種猶予申請書類の提出が必要です。ただし、保育士業務を2年間継続して従事する期間中に、上記の事由等で猶予（保育士業務を中断した期間）が発生した場合は、その分、当初の免除到達月に加算されます。

産休・育休業を取得した場合は、産休・育休前後に、離職や転職した場合も転職前後に、累計で2年間従事することで返還免除となります。

例) 令和5年4月から県内の返還猶予・免除対象施設に就職（または、在籍している従事先へ復職）し、2年間継続して保育士業務に従事した場合
→令和7年3月に返還免除へ到達します。

上記のケースで、令和6年4月から令和7年3月までの12ヶ月間を「産休・育休」取得および猶予申請を行った場合

→（当初の免除到達年月）令和7年3月+（保育業務を中断した期間）12ヶ月間
＝令和8年3月に返還免除へ到達します。

（10）返還免除

借入後、(※2) 2年間引き続き県内（貸付当初千葉市外の保育所等に勤務し、その後、千葉市内の保育所等へ転職した場合を含む）の保育所等において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

(※2) 貸付期間中または貸付返還猶予期間中に、産休・育休業を取得した場合は産休・育休前後に、離職や転職した場合も転職前後に、累計で2年間従事することで返還免除となります。

（11）返還

返還免除の要件に該当しない場合は、全額返還となります。

返還方法

返還事由が生じた月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間内に一括または月賦、半年賦、年賦の均等払いで返還をしていただきます。

（例）貸付期間 10ヶ月

貸付額 27,000円×10ヶ月＝270,000円

※この場合、返還開始月から20ヶ月以内に貸付額を返還しなければなりません。

延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3.0%の延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

申込書と下記必要書類を揃えて郵送にて県社協へ申請してください。
千葉県保育料の一部貸付申込書（第1号様式）

①申請者・連帯保証人共通

- ・住民票

申請書提出日からみて3カ月以内に発行の原本

※「個人番号」「住民票コード」を省略し、お子様を含んだ世帯全員分の記載があるものを取り付けてください。

※※申請者と連帯保証人が同一世帯の場合は1通で可。

別世帯であれば、各1通必要です。（連帯保証人は自身のみの住民票で可）

- ・顔写真つき身分証明書の写し（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）

※所持していない場合は、健康保険証（写）＋公共料金のハガキ(写)等をセットで提出してください。

- ・「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって個人情報の取扱いについて

※同じ様式内に申込者・連帯保証人が、自署で署名捺印してください。

②申請者のみ

- ・保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）

- ・従事先施設の在職証明書

- ・保育士証の写し

※お申込時点で、現在の姓と保育士証に記載されている姓が一致していない場合は、保育士登録事務処理センターで「現在の姓」への改姓手続きが必要です。

お申込み時に暫定で、旧姓分の保育士証写をご提出いただくのは可能ですが、改姓手続きが完了次第、速やかに、改姓分の保育士証写しを提出してください。

（その際は、「改姓分の保育士証写しの提出である」旨を記載し、提出してください。）

- ・県外在住の申請者は誓約書

③連帯保証人のみ

- ・前年の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）

④対象者のみ

- ・在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者・連帯保証人）

(2) 申請書類

千葉県保育料の一部貸付申込書（第1号様式）・在職証明書・「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって個人情報の取扱いについて（いずれも別紙）は、下記の千葉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードし、入手してください。



千葉県社会福祉協議会（千葉県福祉人材センター）

<http://www.chibakenshakyo.net/>

パソコン 「貸付事業」⇒〔②貸付事業（保育分野）〕⇒〔保育料の一部貸付〕
⇒〔各種様式集〕

スマホ 「千葉県福祉人材センター」トップページ〔3本バー〕⇒
〔貸付事業〕⇒〔②貸付事業（保育分野）〕⇒〔保育料の一部貸付〕
⇒〔各種様式集〕

(3) 連帯保証人

連帯保証人が1名必要です。

①年収1,500,000円以上有する方

※個人事業主・年金受給者の方は、確定申告書等の「所得金額」にて審査します。
「収入金額」ではありませんので、ご注意ください。

②申請時に75歳以下の方

③県社協が実施する資金（就職準備金は除く）の借受人及び連帯保証人になっていない方

④連帯保証人は、貸付を受けた者（申請者）と連帯して債務を負担するものとしていただきますので、貸付金を返還していただくことがあります。

無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人にはなれません。

⑤日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の方

(4) 貸付申込書記入上の注意

①訂正がある場合には、修正テープを使用せずに訂正箇所に二重線を引いて、訂正印をしてください。

②消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。再度書き直しをしていただくこととなります。

③申請書に必要な書類の添付漏れまたは記入漏れがある場合には、貸付けの可否を判断することができませんので、必ずすべて書類を揃え、かつ、すべての項目を御記入ください。記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書類を受理できませんので御注意ください。

(5) その他

- ①申請後に、申請内容について本会電話番号等からお問い合わせする場合があります。

「043-306-7572」を申請書に記載の携帯電話等へ登録しておいてください。

- ②申請書類、貸付決定後に発行する借用証書および印鑑登録証明書等を本会へ送付する際は、「簡易書留」「特定記録郵便」等で郵送してください。

なお、借用証書については、折り曲げずに同封してください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

千葉県保育料の一部貸付申込書（第1号様式）に必要書類を添付し県社協へ提出してください。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定します。
- (2) 貸付けの可否を申請者に通知します。
 - ①貸付決定の場合：千葉県保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書（第2号様式）と借用証書を送付
 - ②貸付不承認の場合：千葉県保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書（第2号様式）



以下は貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は以下の書類を、速やかに県社協へ提出してください。

- ①千葉県保育料の一部貸付借用証書（第7号様式）
- ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人それぞれ）
- ③振込口座（本人名義の口座）の情報がわかるもの（通帳など）の写し



資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座に貸付金を送金します（分割交付）。

4 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が2年間引き続き県の区域内の従事先施設において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合には、申請により貸付けした資金の返還が免除されます。

なお、結果的に週20時間以上の勤務時間を満たしていない場合には返還となります。

返還猶予申請 ※貸付けを受けた方全員の提出が必要です。

貸付期間終了後、以下の書類を県社協に提出してください。

- ・①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書（第9号様式）
- ・②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第16号様式）

※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。

※令和5年4月～令和6年3月に貸付けされた場合、令和6年4月に提出してください。



返還猶予決定

県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。

- ・千葉県保育料の一部貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第10号様式）



児童の保護等（保育等の業務）に従事

免除期間到達まで、児童の保護等（保育等の業務）に従事
（2年間の継続勤務）



返還免除申請

2年間引き続き千葉県内において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合は、返還免除の対象になります。返還免除に係る書類を県社協に提出してください。

- ・①千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書（第11号様式）
- ・②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第16号様式）



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。

返還免除が決定された場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人と連帯保証人に返還します。

- ・千葉県保育料の一部貸付返還免除承認（不承認）通知書（第12号様式）

5 貸付金を返還することになった場合の手続き

保育所等を退職し、県内の別の保育所に改めて勤務しなかった場合などには、貸付金のすべてを返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

- ・ 県社協へ千葉県保育料の一部貸付返還計画書（第8号様式）を提出してください。
- ※貸付期間中に離職等により返還となる場合には、停止・再開・辞退等届（第3号様式）を併せて提出してください。



返 還

- ・ ①県社協から返還決定通知を送付します。
- ・ ②返還決定通知に記載された金融機開口座へ、決定した返還方法で返還してください。



返還完了

- ・ 返還完了となった場合には、借受人と連帯保証人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

6 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合には借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を提出してください。

借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、いろいろな届出等を行う必要があります。

（１）借受人または連帯保証人の住所・氏名の変更・従事先変更・保育料の変更

提出書類名	様式番号	事由
貸付契約事項変更届	第 1 3 号	借受人または連帯保証人の住所又は氏名・従事先を変更するとき <u>※転職の場合は、転職前後の業務従事届（第 1 6 号）も併せて提出してください。</u> <u>期間途中で保育料の変更があったとき</u>

（２）貸付けを受けた方が返還猶予を申請するとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書	第 9 号	児童の保護等（保育等の業務）に従事しているとき・ <u>（育休や療養休暇等から）復職するとき</u> やむを得ない事由により、業務に従事できないまたは返還ができないとき
業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）第 1 6 号も併せて提出してください。		

（３）貸付けを受けた方が児童の保護等（保育等の業務）を 2 年間従事したとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書	第 1 1 号	児童の保護等（保育等の業務）を 2 年間従事したとき
業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）第 1 6 号も併せて提出してください。		

（４）貸付期間内に辞退または退職、休職するとき

提出書類名	様式番号	事由
停止・再開・辞退等届	第 3 号	貸付けの停止をするとき 貸付を再開するとき 貸付けを辞退するとき

（５）県内で児童の保護等（保育等の業務）に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育料の一部貸付返還計画書	第 8 号	貸付金を返還するとき

7 各書類の提出時期例

(1) 貸付返還猶予申請の場合

貸付期間終了の翌月

- ①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書 (第9号様式)
- ②業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書) (第16号様式)

例) 貸付期間が令和5年4月から令和6年3月までの場合は、
令和6年4月が提出時期です。令和6年4月中に提出してください。

(2) 貸付返還免除申請の場合

貸付開始月から2年後(継続勤務している場合)の翌月

- ①千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書 (第11号様式)
- ②業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書) (第16号様式)

例) 令和5年4月から令和6年3月までの貸付期間の場合は、
令和7年4月が提出時期です。令和7年4月中に提出してください。

※他の保育施設等へ転職された場合には、下記の書類を提出してください。

なお、他業種に転職された場合は返還となります。

- ①貸付契約事項変更届 (従事先変更分) (第13号様式)
- ②業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書) (第16号様式)

※(転職前後)の従事先の業務従事届の取り付けが必要です。

※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。

※※いずれにおいても、貸付期間の途中または、その後の貸付猶予期間中に育休等
を取得し、保育士業務の中断期間が発生した場合は、上記の提出時期と異なります。
別途、お問い合わせください。

8 よくある質問

(1) 申請について

Q 1 保育料とは具体的に何をさしますか。

A 自治体から通知された「保育料決定通知書」に記載された額になります。
直接契約の場合は、契約書に記載された額となります。

Q 2 子どもが幼稚園に通っているのですが、貸付けの対象になりますか。

A 幼稚園の場合は、保育料の部分のみ対象となり、給食代や送迎代などは対象となりません。延長保育を利用している場合は、原則利用料が定額の場合のみ対象となります。月々の利用料が変動する場合には対象とすることができません。

Q 3 毎週月曜日から金曜日まで、午後1時から午後5時までパートで保育士として働いていますが、貸付けは受けられますか。

A 週20時間以上保育士として就労していることが必要です。この場合は時間的な要件は満たします。週20時間就労していることの証明が必要です。
また、雇用形態は問いません。
貸付後に週20時間未満の就労をしている場合には返還となります。
※雇用形態がパート・アルバイトの方は、週20時間以上または月80時間以上の就労が必要です。

Q 4 保育料の一部貸付と就職準備金貸付の併用はできますか。

A 「就職準備金貸付」との併用は可能です。
ただし、申請受付期間は異なりますのでご注意ください。
なお、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金などの公的な貸付制度は、保育料の一部と同じ目的で利用している場合は、併用することはできません。

Q 5 申請書を書き間違えてしまいました。すべて書き直す必要がありますか

A 間違えた個所に二重線を引いて、その上に訂正印を押していただければ構いません。訂正箇所が多く、見づらくなってしまう場合は、お手数ですが書き直しをお願いします。

(2) 貸付額について

Q 1 子ども 2 人が保育園に通っています。2 人分の貸付けは受けられますか。

A 2 人分を対象とすることはできますが、保育士 1 人に対しての貸付けであるため、子ども 2 人分の保育料を合算し、その半額（上限 27,000 円）が貸付対象となります。
申請時点の満年齢が、3 才以上は保育料の無償化に伴い対象となりません。
なお、貸付金は 100 円単位で行っているため、100 円未満は切り捨てとなります。

Q 2 貸付途中で保育料が変更となった場合、貸付額は変更されますか。

A 保育料のわかる書類（保育料決定通知書の写しなど）と貸付契約事項変更届を送付していただいた上で、貸付額を変更します。
原則的として 4 月と 9 月の保育料変更時期に貸付中の全員の方から、保育料の確認ができる書類を提出していただきます。また、預け先の保育園の転園等の理由により保育料が変更となった場合には、その都度県社協へご連絡ください。
なお、保育料が増額された場合には、あらためて借用証書の取り交わしが必要となります。

(3) 貸付契約について

Q 1 借用証書に印鑑登録証明書を添付する必要がありますが、印鑑登録をしていません。手持ちの印鑑を使っても構わないですか。

A 貸付の契約にあたっては、印鑑登録証明書の提出は必須になります。お手数ですが、市町村役場にて印鑑登録を行っていただき、証明書を発行してください。

Q 2 貸付金の振込先を借受人以外の金融機関口座にしたいのですが、可能ですか。

A 貸付金の振込先は借受人ご本人の口座のみとさせていただきます。口座をお持ちでない場合には、金融機関にて口座を開設していただき、手続きを行ってください。

(4) 貸付後の手続きについて

Q 1 妊娠したことにより、産休・育休に入るようになりました。貸付金は返還しなければなりませんか。

A 産休・育休を要件に、返還猶予申請が可能です。復職後、継続して勤務し、休職前と併せて2年間児童の保護等（保育等の業務）に従事することで貸付金は返還免除となります。

Q 2 貸付期間中に産休・育休に入る場合、休業期間が終了したら貸付を再開できますか。

A 貸付期間中に産休・育休に入る場合、産休・育休期間は貸付を行えません。また、休業期間が終了した際、当初の貸付期間を超過する場合は、復職後に貸付を再開することはできません。

Q 3 2年間勤務する間に、離職や転職した場合、貸付金は返還しなければいけませんか。

A 県内の保育園等で勤務することになった場合は、転職後の勤務と併せて累計で2年間働くことで返還免除となります。離職後、しばらく求職活動をされる場合は、原則1年間の返還猶予を行うことができます。県外で働く場合や保育士として勤務する意思がなくなった場合には、返還となります。

Q 4 返還になって月々返していく間に、まとめて返還することは可能ですか。

A まとめて返還していただいて差し支えありません。貸付金が返還完了となった際には、県社協から返還完了の通知と併せて、借用証書と印鑑登録証明書を返却いたします。

9 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等		施設等種別
全国			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
		第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業

県内施設	学校教育法	第 1 条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第 3 0 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法	第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成 2 8 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 2 8 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を実施する施設

10 様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	千葉県保育料の一部貸付申込書
別紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱い
第2号様式	千葉県保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書
第3号様式	停止・再開・辞退等届
第4号様式	千葉県保育料の一部貸付契約解除通知書
第5号様式	千葉県保育料の一部貸付停止通知書
第6号様式	千葉県保育料の一部貸付再開通知書
第7号様式	千葉県保育料の一部貸付借用証書
第8号様式	千葉県保育料の一部貸付返還計画書
第9号様式	千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書
第10号様式	千葉県保育料の一部貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第11号様式	千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書
第12号様式	千葉県保育料の一部貸付返還免除承認（不承認）通知書
第13号様式	貸付契約事項変更届
第14号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第15号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第16号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）